

香川県

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン

～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

【中学校版】

令和8年3月

香川県教育委員会

目次

はじめに

本ガイドラインの趣旨等

I 香川県における部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 香川県における中学校部活動を取り巻く状況 3
 - (1) 中学校部活動の現状と課題
 - (2) 香川県における地域展開に係るこれまでの取組み
- 2 改革の理念 6
- 3 香川県における改革の基本的な方向性 7
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 9
 - (1) 地域クラブ活動の在り方
 - (2) 地域クラブ活動に関する認定制度
- 2 推進体制の整備 12
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 3 地域展開に向けた各種の具体的な取組みについて 16
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 4 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等 25

III 学校部活動の在り方	
1 適切な運営のための体制整備	27
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 適切な運営のための研修の実施について	
2 適切な指導及び安全・安心の確保	29
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
3 適切な活動時間・休養日等の設定	31
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	32
IV 大会・コンクールについて	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	33
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	33
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会等の運営への従事	
V 関連する制度の在り方について	
1 教師等の兼職兼業	34
2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	35

別冊資料

1 地域展開のロードマップや参考事例等

- 01 部活動の地域展開の推進における県と市町等の役割
- 02 地域展開の推進に向けた県の取組み
- 03 協議会等の設置・開催、方針及び計画等の策定
- 04 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備・充実
- 05 地域クラブ活動の運営形態、属性
- 06 指導者の確保・育成
- 07 活動場所への移動手段の確保
- 08 地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値
- 09 地域展開・地域クラブ活動運営に係る経費シミュレーション
- 10 事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

2 香川県の学校部活動及び地域クラブ活動状況

- 01 香川県の中学校生徒数
- 02 香川県の部活動状況
- 03 香川県の地域クラブ活動状況

はじめに

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加を基盤とした教育活動として、長年にわたり我が国の学校教育の中で重要な役割を果たしてきました。スポーツや文化芸術活動に取り組むことを通して、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、近年は少子化の進行に伴う生徒数の減少により、学校単位での部活動の維持が難しくなる地域が見られるほか、専門的な指導者の確保や教員の働き方改革への対応など、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中においても、生徒が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しみ、その楽しさや意義を実感しながら、主体的に活動できる環境を持続的に確保していくことが求められています。

このような課題に対応するため、国においては、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間（令和8年度から令和13年度）」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示されました。

香川県教育委員会においては、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目指し、令和5年3月に「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応等を示しました。また、令和6年10月には「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き」を策定し、各地域の実情に応じて、県内公立中学校における学校部活動の段階的な地域クラブへの移行に向けた取組みを進めてきました。

このたび、国の新たな方針及び本県の実情を踏まえ、「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を新たに策定しました。本ガイドラインは、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものであります。

引き続き、県、市町、スポーツ団体や文化芸術団体、学校、関係機関等との連携を深め、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる持続可能な活動環境の整備を進めてまいります。

本ガイドラインが、市町教育委員会や学校、地域の関係団体等における取組みの指針として広く活用され、本県の子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会の確保と充実につながることを期待します。

令和8年3月

香川県教育委員会

本ガイドラインの趣旨

- 本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)(以下、「国のガイドライン」という。)を踏まえ、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。各市町においては、本ガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていただきたい。
- また、本ガイドラインは、原則として、国のガイドラインが改革実行期間とする令和8年度から令和13年度までの6年間を対象期間とするが、国の方向性や県及び市町等における検討等を踏まえて、適宜見直しを行うこととする。
- 本ガイドラインのうち「Ⅲ 学校部活動の在り方」については、国のガイドラインが都道府県に策定を求めている「学校部活動に関する方針」として策定するものであり、県立中学校においては、県教育委員会(学校の設置者)の活動方針となり、市町教育委員会や学校法人等においては、「設置する学校に係る学校部活動の方針」を策定する際に参考とするためのものである。
- なお、令和5年3月策定の「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」は、廃止する。

本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、公立の中学校及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校の実情に応じて必要な取組みを検討いただきたい。

また、地域クラブ活動の運営主体・実施主体をはじめとした地域クラブ活動の関係者においても、部活動の円滑な地域展開に向け、本ガイドラインの内容について、ご了知いただけると幸いである。

I 香川県における部活動改革の基本的な考え方・方向性

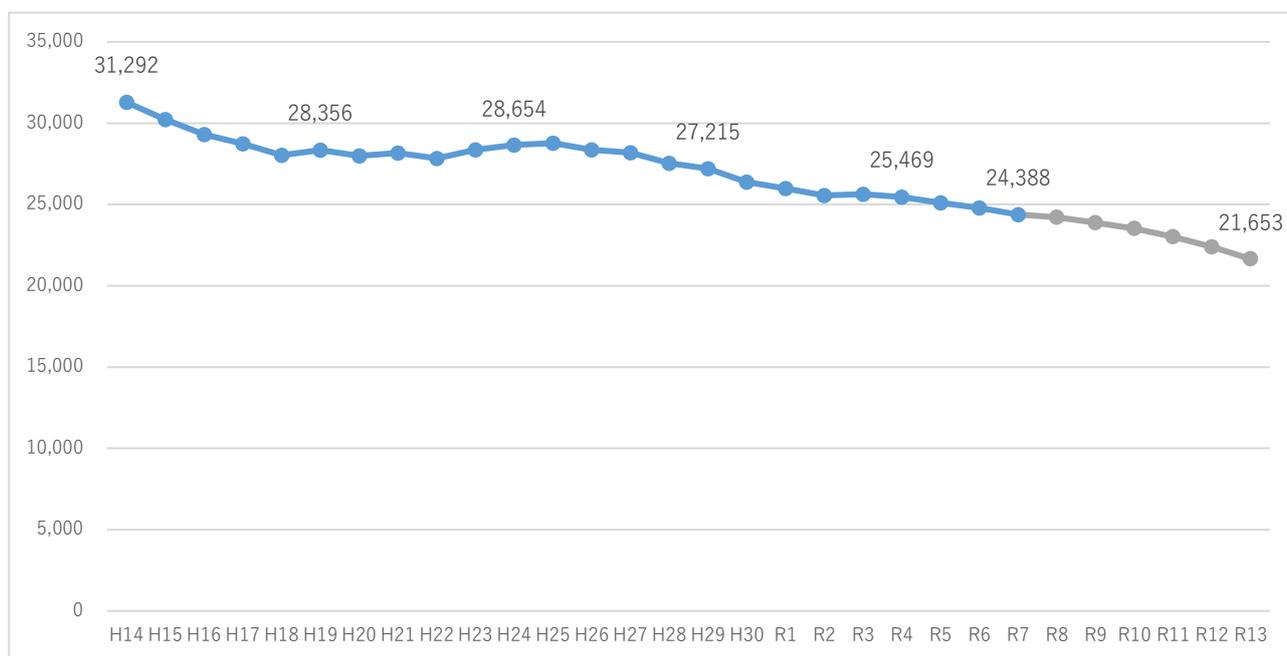
1 香川県における中学校部活動を取り巻く状況

(1) 中学校部活動の現状と課題

香川県の中学校生徒数は、平成14年度と令和7年度を比較すると、約6,900人減少しており、令和13年度までには、さらに約2,700人減少する見込みであり、それ以降も減少傾向が続くことが予想される（表1）。

表1 香川県中学校生徒数

※国公立の全中学校生徒数



【学校基本調査（香川県教育委員会）より作成】

生徒数の減少に伴い、各中学校における部活動では、以下のような状況が多くみられるようになった。

- ・十分な活動ができない …人数が足りずチームが組めない、練習相手がいない 等
- ・したい活動ができない …自分のしたい競技、活動等を行う部がない 等
- ・専門的な指導が受けられない…専門的な指導ができる顧問等を配置できない 等

今後さらに生徒数が減少する見込みであることから、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている現状や、学校や地域によっては部活動自体の存続が厳しくなっている状況が、今後加速することが予想される。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制は、学校における働き方改革が進む中、継続が困難となる。

(2) 香川県における地域展開に係るこれまでの取組み

香川県教育委員会では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目指して、令和5年3月に「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な取組み等を示した。

また、令和6年10月には、各地域の実情に応じて、県内公立中学校における学校部活動の段階的な地域クラブへの移行を推進することを目的とした「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き」を策定し、市町等における部活動改革の推進に努めてきた。

国	香川県
令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」 令和7年5月 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 令和7年12月 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」	令和5年3月 「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 令和6年10月 「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き」 令和8年3月 「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

さらに、市町においては、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、令和5年度から3年間をかけて、徐々に学校部活動が変わりつつある状況である（表2、3）。

実証事業では、市町や関係団体等の創意工夫による、多様な地域クラブ活動の運営モデル、指導者の確保、活動場所への移動支援、運営に係る経費など、各種課題に向けた様々な方策等も明らかになった。他方、市町によって進捗状況に差が生じ、思うように改革が進められていないところも明らかになった。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、学校部活動を巡る状況は、より一層厳しくなっていることから、本県の子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に向けて、部活動改革をさらに加速する必要がある。

表2 香川県における地域クラブ活動への移行に向けた実証事業実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実証事業 地域スポーツクラブ 活動への移行に向けた	高松市 東かがわ市 三豊市 宇多津町 琴平町	高松市 坂出市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 宇多津町 琴平町	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 宇多津町
実証事業 地域文化芸術クラブ 活動への移行に向けた	高松市 東かがわ市 三豊市	高松市 観音寺市 東かがわ市 三豊市 宇多津町	高松市 丸亀市 善通寺市 観音寺市 東かがわ市 三豊市 宇多津町

表3 香川県中学校体育連盟主催大会参加に係る部活動数・地域クラブ数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
部活動数	754	726	678
地域クラブ数	40	41	84
計	794	767	762

【香川県中学校体育連盟より】

2 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- 障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

- ・ 部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。
- ・ 部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが重要である。
- ・ 部活動の地域への展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることを重要である。

3 香川県における改革の基本的な方向性

(1) 基本の方針

- 中学校等を設置する市町等¹が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行うことなどにより、着実に改革を進める。
- 県は広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町等に対するきめ細かな支援や地域展開²に向けた広域的な基盤づくりを行う。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組みを進める。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

① 改革期間

- 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする。）
- 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

② 取組方針

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を行う。
- ※ 市町等の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- ※ 現時点で着手していない市町等においても、前期の間に確実に休日の地域展開に着手する。

【平日】

- 市町等において、地域の実情に応じた地域展開に向けた取組みを実施する。
- ※ 前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った

¹ 学校組合及び県を含む。以下同じ。

² 「地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更した。

「地域連携」とは、学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。

「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとする。

うえで、中間評価の段階で改めて取組み方針が策定される予定であり、それを踏まえ、県において、必要に応じて本方針等を見直すため、市町等においては、それらを参考に方針等の見直しを行うこと。

(3) 留意事項

- 市町等において策定された推進計画・方針等に沿って改革を進めること。
- 市町等において、地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくこと。
- 地理的要因や指導者不足といった事情、財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用その他、国・県・市町等の連携・支え合い等を図ること。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などにも必要に応じて取り組むこと。
- 市町等は、受益者負担の水準について、生徒の活動機会を保障する観点から、市町等間で大きなばらつきが出ないように、国において示される金額³の目安等を参考にし、支援の在り方を検討すること。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うこと。
- 市町等において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うこと。
- これから改革に取り組む市町等においては、早急に生徒のニーズや実態の把握等を行ったうえで、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと。

³ 令和7年12月26日付けスポーツ庁からの事務連絡において、参加費のイメージとして以下のとおり示されている。

○ 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。

○ ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

○ 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

Ⅱ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

(1) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動の在り方としては、以下のものが考えられる。
 - ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるもの。
 - ・ 当該地域全体で生徒の活動を支え、新たな価値の創出に資するもの。
 - ・ 部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に合った適切な形態等で実施されるもの。
 - ・ 競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするもの。
 - ・ 学校部活動と同様、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの。

学校部活動が担ってきた教育的意義（例）

- ・ スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値（例）

- ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、一定の要件を満たす活動を、中学校等を設置する市町等において認定する制度を構築することとする。

地域クラブ活動について、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続き等は下記のとおりであり、これに基づき、認定を行う仕組みを構築すること。

なお、認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称することとし、認定要件に沿って、市町等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなすこととする。

制度の詳細については、国が示す「地域クラブ活動に関する認定制度」⁴を参照されたい。

国が示す認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）。
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）。
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

※ 円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定する（原則として令和8年度末まで）。

※ 市町等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

⁴（参考）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省令和7年12月）
別冊資料1 地域クラブ活動に関する認定制度
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町等に提出。市町等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町等において設定。
- 市町等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組み状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

2 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備

○ 県及び市町等において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する部署が一体となって取組みを進めていくこと。
○ 市町等は、地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備すること。
○ 市町等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組みの内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

(2) 県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町等に対するきめ細かな支援を行う。 ・ 一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組みを中心に、地域展開に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市町等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・ 特に、地域クラブ活動の位置づけ（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に行う。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・ 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 <p>※ 運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。</p>

(3) 市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携

学校部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、以下のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要。

- 市町等または地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 市町等は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 市町等または地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、児童生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

[留意事項]

- ・ 活動方針・活動状況等の共有にあたっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され⁵、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

① 基本的な考え方

- 部活動改革を円滑に進めるためには、県及び市町等が、幅広い関係団体等⁶、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。
- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、市町等は、そのような課題への対応について関連する実績等を有する関係団体等⁷、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。
- 市町等が関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも考えられる。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを

⁵ (参考) 学習指導要領解説の一部改訂(令和6年12月)の概要

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設(中学校・特別支援学校(中学部))

地域クラブ活動の位置付け(学校外の活動)や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。

② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。

③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

⁶ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等

⁷ 地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

関係団体等・大学・民間企業にとって想定されるメリット（例）

<関係団体>

- ・ スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・ 多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

<大学>

- ・ 地域における大学の認知拡大
- ・ 指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・ 指導者や教師等を目指す大学生の実践機会として提供することによる人材育成 等

<民間企業>

- ・ 地域貢献
- ・ 地域における企業の信頼性向上
- ・ 自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・ 人材採用・定着に関する好影響
- ・ 社内人材への活躍・育成機会の提供 等

② 関係団体等・大学・民間企業に期待したい主な役割

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者の育成に係る研修会の実施 ・ 専門的指導者・運営人材等の派遣 ・ 各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・ 活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・ 団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・ 大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・ 体験会・イベントの開催 等
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者の育成に係る研修会の実施 ・ 大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む。） ・ 大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・ 大学施設の貸出し ・ 大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・ 指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度

	<p>の導入や副業促進等を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・ 運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等
--	--

協力促進のための主な取組み（例）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域展開等の検討段階からの関係団体・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等） ○ 地方公共団体・地域クラブと民間企業・大学等を繋ぐ専門人材の配置 ○ 県レベルでの連携体制の構築 ○ 企業等による連携体制の構築 ○ 企業等へのインセンティブ付与 |
|---|

3 地域展開に向けた各種の具体的な取組みについて

(1) 運営団体・実施主体の整備等

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要。
- 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。
- 市町等が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握し、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うこと。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
運営に関するサポート体制の整備、 運営を担う人材の確保・育成	<input type="checkbox"/> 市町等による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 <input type="checkbox"/> 市町等による会計・税務処理や労務管理、個人情報への取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	<input type="checkbox"/> 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 <input type="checkbox"/> 活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 <input type="checkbox"/> 市町等による多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT活用による 運営業務の効率化	<input type="checkbox"/> 地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 <input type="checkbox"/> 参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等におけるICTの活用 <input type="checkbox"/> ICTの活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

(2) 指導者の確保・育成

① 基本的な考え方

- 市町等及び地域クラブ活動の運営団体が、地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。
- 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要。
- そのため、市町等においては、指導者の確保に当たり、香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク「クラサポかがわ」（以下「クラサポかがわ」という。）等を活用して、地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。

想定される人材（例）

- ・ スポーツ・文化芸術団体の指導者
- ・ 部活動指導員となっている人
- ・ 退職教員
- ・ 教員等の兼職兼業
- ・ スポーツ・文化芸術活動の経験のある企業関係者
- ・ 公認スポーツ指導者
- ・ スポーツ推進委員
- ・ 競技・活動経験のある大学生や保護者 等

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
多様な人材の発掘・マッチング・配置	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 県による「クラサポかがわ」の運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援等）<input type="checkbox"/> 市町等は、指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備<input type="checkbox"/> 県及び市町等と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な資質・能力の保障、人材育成	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 県及び市町等や大学・関係団体等による研修会の開催（国の「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示されている研修メニュー例に沿った研修の実施）<input type="checkbox"/> 公認スポーツ指導者資格等の取得促進等

	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 □ 経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進 □ 地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 □ 国における指導の手引き等の普及 □ 女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組みの実施 □ 障害の有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 □ 指導者に対する適切な処遇の確保 等
<p>平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 □ 指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） □ 学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 □ 共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
<p>ICT の効果的活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 □ デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

(3) 活動場所の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所が十分に確保されることが不可欠。
- そのため、市町等は、今後、地域クラブ活動の増加に対応していくために、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むこと。
- その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、市町等は、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
活動場所の確保 （学校施設等の有効活用）	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 中学校をはじめ、その他学校施設、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用<input type="checkbox"/> 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等<input type="checkbox"/> 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保<input type="checkbox"/> 学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の 効率化等	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市町等有する施設について、ICTの活用による予約システムの構築<input type="checkbox"/> 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等）<input type="checkbox"/> 学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用<input type="checkbox"/> 地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等

(4) 活動場所への移動手手段の確保

① 基本的な考え方

- 市町等や地域クラブ活動の運営団体は、地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等において、活動場所への生徒の移動手手段を確保すること。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえることが重要。
- 活動場所への移動手手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、県及び市町等における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携し、対応することが重要。
- 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
既存の送迎車両の有効活用	<input type="checkbox"/> スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	<input type="checkbox"/> 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 <input type="checkbox"/> 地域公共交通の利用料への補助 <input type="checkbox"/> AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	<input type="checkbox"/> 介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 <input type="checkbox"/> 地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

① 基本的な考え方

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠⁸。
- 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、指導の手引き等の活用、市町等や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めること。
- また、市町等と地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化したうえで、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
- さらに、怪我等への備えとして、市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ⁹	<ul style="list-style-type: none">□ 指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上）□ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。）

⁸ 【参考】スポーツ基本法（令和7年改正後）（抄）
（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

⁹公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO! スポハラ」活動と連動して取組みを進めることも重要

	<input type="checkbox"/> 過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 <input type="checkbox"/> 県及び市町等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 等
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	<input type="checkbox"/> 市町等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 <input type="checkbox"/> 事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 <input type="checkbox"/> 市町等の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定 <input type="checkbox"/> 地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険 ¹⁰ への加入 等
生徒及び指導者の保険への加入	<input type="checkbox"/> 自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険 ¹¹ への加入 等

③ 特に留意すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等について、県及び市町等は、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。 ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。 ・ 市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みや動画等の不適切な取扱い等は人権侵害であり犯罪になることや、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることについて、参加者等に留意するように徹底すること。 ・ 市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数
--

¹⁰ (例) スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」(法人対象)

¹¹ (例) スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの

の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

- ・ 地域クラブ活動における事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、組織的な対応を行うとともに、市町等に速やかに報告すること。なお、事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

① 基本的な考え方

- 市町等は、障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組みを進めること。
- また、市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開すること。
- 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携をとること。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
地域クラブ活動への多様な地域の関係者の参画	<input type="checkbox"/> 地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画促進 等
指導者の資質能力の向上	<input type="checkbox"/> スポーツ庁が作成した障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等）促進 <input type="checkbox"/> 公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等

4 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

① 基本的な考え方

- 市町等は、部活動の地域展開を進めるにあたり、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うこと。その際、特に、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。
- そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させること。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めること。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出合うことができるようにするためには、市町等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要。
- さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ
て決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極
的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員
として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも
重要。
- なお、活動・運営への生徒の積極的な参画により、生徒にとって所属するクラブが
より魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域ク
ラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待される。

② 具体的な取組み内容（例）

項目	主な取組み（例）
生徒等のニーズの把握・反映	<input type="checkbox"/> 児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 <input type="checkbox"/> 生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等

地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	<input type="checkbox"/> 小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 <input type="checkbox"/> 中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 <input type="checkbox"/> ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 <input type="checkbox"/> 地域の行事等における発表会等の機会の提供 <input type="checkbox"/> ポスター・チラシ・動画等による広報活動 <input type="checkbox"/> 定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等
生徒の地域クラブ活動の運営等への参画	<input type="checkbox"/> 生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い <input type="checkbox"/> 生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 <input type="checkbox"/> 生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わったりする仕組みの構築 等

アンケート調査において把握することが想定される事項（例）

【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】

- ・ 学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況
- ・ 地域クラブ活動の種目・活動内容の希望
- ・ 地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望
- ・ 地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む。）
- ・ 地域クラブ活動への不安・懸念
- ・ 地域クラブ活動の指導者に期待すること 等

【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】

- ・ 地域クラブ活動の満足度
- ・ 地域クラブ活動に参加して良かったこと（自らの成長等を含む。）
- ・ 地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
- ・ 地域クラブ活動の継続意欲
- ・ 中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
- ・ 将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等

Ⅲ 学校部活動の在り方

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示す。

なお、本章は、国のガイドラインが都道府県に策定を求めている「学校部活動に関する方針」として策定するものであり、県立中学校においては、県教育委員会（学校の設置者）の活動方針となり、市町教育委員会等においては、「設置する学校に係る学校部活動の方針」を策定する際に参考とするためのものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、適切な活動時間・休養日の設定を含めた「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「活動方針」という。）を策定し、公表すること。
- 校長は、随時、部活動の活動時間・休養日について、活動方針の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。
- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、校長は、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと¹²。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案すること。その際、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- 学校の設置者は、円滑に学校部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。

¹² 学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討。

- 学校の設置者は、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

(3) 適切な運営のための研修の実施について

- 学校の設置者は、
- ①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行う。
 - ②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修を行う。
- また、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修等を行う。
- 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、研修参加者の過度な負担とならないようする。

部活動指導員に対する研修内容（例）

【学校の設置者による研修】

- ・ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ・ 部活動の意義及び学校教育、学習指導要領における位置付け
- ・ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的根拠に基づく指導方法
- ・ 顧問や部活動を担当する教師等との情報共有
- ・ 安全・障害予防に関する知識・技能
- ・ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・ 生徒指導に係る対応
- ・ 事故が発生した場合の現場対応
- ・ 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
- ・ 保護者等への対応
- ・ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校による研修】

- ・ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ・ 学校、各部が抱える課題
- ・ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 学校の設置者及び校長は、顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

[留意事項]

- ・ 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、校長は、そうした点について、生徒や保護者等に丁寧に説明し理解を得ること。
- ・ 国において作成されている指導の手引き等に沿った対応を行うこと¹³。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みや動画等の不適切な取扱い等は人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、校長は、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

¹³ 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等のもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

[留意事項]

- ・ 指導者は、過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

また、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休養日】 週2日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【その他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

[活動時間・休養日等の設定についての考え方及び留意事項]

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究¹⁴も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。
- ・ 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
- ・ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内となるよう留意すること。
- ・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるよう努めること。

¹⁴ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要¹⁵。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

[留意事項]

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること¹⁶。

¹⁵ ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進。

¹⁶ 学習指導要領解説の一部改正（令和6年12月）の概要

○部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。

②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

IV 大会・コンクールについて

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 県及び市町等は、大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等が参加できるよう大会主催者等へ要請する。
- 市町等は、大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、市町等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。
- 学校は、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校の判断で、出席扱いとできることに留意すること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。
- 地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。
- 上記の対応を促進するため、県・市町等・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

- 大会等の主催者は、大会等の運営について、教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- 教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等は、大会等の運営の従事者に対して、適切な服務監督・勤務管理を実施すること。

V 関連する制度の在り方について

1 教師等の兼職兼業

- 市町等は、学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ること。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市町等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、許可を行うこと。
- 市町等は、中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、事務職員等幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備すること。
- 市町等は、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施すること。
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施すること。

- ・ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、国が示す規程等のひな型¹⁷を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
- ・ 教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市町と、勤務校の所在市町等が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うこと。

¹⁷（参考）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省令和7年12月）
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

県は、以下、国のガイドラインにおいて示されている高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いを踏まえ、高等学校入学者選抜を適切に実施する。

国が示す高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。
- 高等学校入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページなどにおいて、学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無、方法、観点等について、分かりやすく示すこと。
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと。
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること。

- ・ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される（高等学校と直接やりとりをすることは想定されない）。